小佐野記念財団助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益財団法人小佐野記念財団（以下「財団」という。）は、山梨県の国際化の進展を図るため、助成対象事業者（第３条に規定。）が実施する事業に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

（対象事業）

第２条　助成の対象となる事業は、助成対象事業者が主体となって実施または参加する国際交流にかかる非営利事業であり、山梨県の国際化の進展に広く資すると認められるものとする。ただし、助成対象事業者が継続的に実施する同一事業については助成を受けた翌年度は対象外とする。

（助成対象事業者）

第３条　助成対象事業者（以下「事業者」という。）は、山梨県内において非営利の国際交流活動（政治的もしくは宗教的な内容を除く。）を行う個人または団体とする。

（対象経費）

第４条　助成対象経費（以下「対象経費」という。）は、第２条に掲げる事業を実施するために必要な経費とする。

（助成額）

第５条　助成額は対象経費の２分の１以内の額で、その額に千円未満の端数があるときは端数金額を切り捨てた額とするが、１事業者につき、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額を限度とする。ただし、当該事業が広く県民を対象とし公益財団法人小佐野記念財団代表理事（以下「代表理事」という。）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

　（１）　事業者が海外で実施する事業　　３０万円

　（２）　事業者が国内で実施する事業　　１５万円

（交付申請）

第６条　事業者は助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第１号の２）、助成対象事業にかかる収支予算書（様式第１号の３）、個人又は団体の活動内容がわかる資料、団体の場合は団体の規約、団体の役員名簿を添えて、交付申請期限までに代表理事に提出しなければならない。

（申請期間）

第７条　前条に規定する助成金の交付申請は事業実施前年度の３月１日から事業実施の１ヶ月前までとする。

（交付決定）

第８条　代表理事は、事業者から前条の規定による申請書の提出があったときは内容を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、速やかに助成金交付決定通知書を事業者に交付するものとする。

（助成金の交付の条件）

第９条　助成金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

　（１）助成事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を提出し、代表理事の承認を受けること。ただし、助成事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

（２）助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第２号）を提出し、代表理事の承認を受けること。

（３）助成事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに代表理事に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第１０条　事業者は助成金の交付決定を受けたときは、事業完了後１ヶ月以内又は交付決定を受けた年度の終了する日の１週間前のいずれか早い時期までに、助成金実績報告書（様式第３号）に事業報告書（様式第３号の２）、収支決算書（様式第３号の３）、事業実施状況写真、収入支出の根拠資料を添えて、代表理事に提出しなければならない。

（額の確定）

第１１条　代表理事は、前条の報告を受けた場合は実績報告書の審査を行い、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

（助成金の交付方法）

第１２条　前条の規程による通知を受けた事業者が助成金の交付を受けようとするときは、助成金精算払請求書（様式第４号）を代表理事へ提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず助成事業の実施上必要があると認められる場合には、交付決定額の一部又は全部を概算払いすることができる。その場合、事業者は概算払い請求書（様式第５号）に財団が必要と認める書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第１３条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

（調査）

第１４条　代表理事は、助成対象事業について、必要に応じて調査することができる。

（助成金の返還）

第１５条　代表理事は、この助成金の交付決定を受けた事業者が、次の各号のいずれか一つに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

　（１）事業を変更・中止・廃止したとき

　（２）事業の目的外に助成金を使用したとき

　（３）事業の実施において、不正な行為があると認められたとき

　（４）事業の実施について代表理事の指示があった場合に、その指示に従わなかったと

　　　き

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、助成金交付に必要な事項は別に代表理事が定める。

　　附　則

　この要綱は、昭和６２年５月１３日から施行する。

　　附　則

　この要綱の改正は、平成１４年５月２４日から施行する。

　　附　則

　この要綱の改正は、平成１５年６月６日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第５条については、平成２５年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要綱の改正は、令和２年８月１日から施行する。

（様式第１号）

　　年　　月　　日

　公益財団法人　小佐野記念財団

　　　代表理事　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

（団体の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　 　　　　（団体の場合は団体名・代表者名）

小佐野記念財団助成金交付申請書

　小佐野記念財団助成金交付要綱第６条の規定により、次のとおり助成金を　交付されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

１

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金交付申請額 | 金　　 　　　　　　円 |

２　添付資料

　　事業計画書（様式第１号の２）

　　収支予算書（様式第１号の３）

　　個人又は団体の活動内容がわかる資料

団体の場合は団体の規約、団体の役員名簿

（様式第１号の２）

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　計　画　書 | |
| 事　　業　　名 |  |
| 事　業　主　体 |  |
| 事　業　趣　旨 |  |
| 事　業　内　容 |  |
| 実　施　期　日 |  |
| 実　施　場　所 |  |
| 後　　援　　等 |  |
| 特　記　事　項 |  |

（様式第１号の３）

収　支　予　算　書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 収　入　の　部 | | 支　出　の　部 | | |
| 項　　目 | 金　　額 | 項　　目 | 金　　額 | 内助成金 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（様式第２号）

　　年　　月　　日

　公益財団法人　小佐野記念財団

　　代表理事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は団体名・代表者名）

小佐野記念財団助成金　変更（中止・廃止）承認申請書

　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった小佐野記念財団助成金につい

て、小佐野記念財団助成金交付要綱第９条の規定により、次のとおり助成事業の変更（中止・廃止）を届け出ます。

１． 事業名

２． 変更（中止・廃止）理由

（様式第３号）

　　年　　月　　日

　公益財団法人　小佐野記念財団

　　代表理事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は団体名・代表者名）

小佐野記念財団助成金実績報告書

　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった小佐野記念財団助成金について、小佐野記念財団助成金交付要綱第１０条の規定により、別添のとおり関係書類を添えて実績報告書を提出いたします。

記

（実績の概要）

|  |
| --- |
|  |

（様式第３号の２）

事　　業　　報　　告　　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施期日 | 事　業　内　容 | 事　業　実　績 | 備　　考 |
|  |  |  |  |

（様式第３号の３）

収　支　決　算　書

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 収　入　の　部 | | 支　出　の　部 | | |
| 項　　目 | 金　　額 | 項　　目 | 金　　額 | 内助成金 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（様式第４号）

　　年　　月　　日

　公益財団法人　小佐野記念財団

　　代表理事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は団体名・代表者名）

小佐野記念財団助成金精算払請求書

　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった小佐野記念財団助成金について、小佐野記念財団助成金交付要綱第１２条第１項の規定により、次のとおり精算払いの請求を行います。

記

１　精算払請求額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成金交付決定額  (1) | 既概算交付額  (2) | 差　引　額  (1)-(2)=(3) | 今回請求額  (4) | 備考 |
|  |  |  |  |  |

３　支払方法（口座振込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 口座名義  (ﾌﾘｶﾞﾅ) | ※団体は団体名または代表者の口座とする。 | | |
| 振込口座 | 銀行　　　　　支店 | 普・当 | 口座番号 |

（様式第５号）

　　年　　月　　日

　公益財団法人　小佐野記念財団

　　代表理事　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体の場合は団体名・代表者名）

小佐野記念財団助成金概算払請求書

　　　年　　月　　日付けで交付決定のあった小佐野記念財団助成金について、小佐野記念財団助成金交付要綱第１２条第２項の規定により、次のとおり概算払いの請求を行います。

記

１　概算払請求額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成金交付決定額  (1) | 概算請求額  (2) | 差　引　額  (1)-(2)=(3) | 今回請求額  (4) | 備考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払請求の理由

４　支払方法（口座振込）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 口座名義  (ﾌﾘｶﾞﾅ) | ※団体は団体名または代表者の口座とする。 | | |
| 振込口座 | 銀行　　　　　支店 | 普・当 | 口座番号 |